

作成日 2010/09/15
改訂日 2020/04/08

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

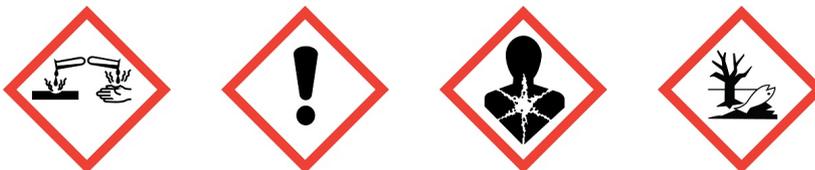
化学品の名称	エコノパワーリキッド	販売者：三笠産業株式会社
製品コード	1129707106000	〒340-0043 埼玉県草加市草加5-6-10
整理番号	kankyo1962-6	tel (048)941-8215
供給者の会社名称	日産化学株式会社	fax (048)943-4897
住所	東京都中央区日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング	
担当部門	化学品事業部 ファインケミカル営業部	
電話番号	03-4463-8150	
FAX番号	03-4463-8158	
緊急連絡電話番号	03-4463-8150	

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	金属腐食性物質 区分1
健康有害性	急性毒性（経口） 区分4 急性毒性（吸入：粉じん、ミスト） 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1（呼吸器系） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（呼吸器系 歯）
環境有害性	水生環境有害性（急性） 区分1 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H290 金属腐食のおそれ
H302+H332 飲み込んだり、吸入すると有害
H314 重篤な皮膚の葉傷及び眼の損傷
H370 呼吸器系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系、歯の障害
H400 水生生物に非常に強い毒性

注意書き
安全対策

他の容器に移し替えないこと。(P234)
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)

応急措置

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
(P301+P330+P331)
皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

直ちに医師に連絡すること。(P310)

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)
特別な処置が必要である。(P321)

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。(P363)

物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390)

漏出物は回収すること。(P391)

保管

施錠して保管すること。(P405)

廃棄

耐腐食性内張りのある耐腐食性容器で保管すること。(P406)

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
塩酸	21%	HCl	(1)-215	既存	7647-01-0
ポリオキシエチレン(1)ポリオキシプロピレン(2)グリコール	0.6%	情報なし			9003-11-6
腐食防止剤	0.2%	情報なし			
アシッドイエロー 3 6	0.002%	情報なし	(5)-1405	既存	587-98-4
水	78%	H ₂ O			7732-18-5

分類に寄与する不純物及び安 情報なし

定化添加物

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

毒物及び劇物取締法

劇物（指定令第2条） 塩化水素と硫酸とを含有する製剤
塩化水素を含有する製剤

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚を速やかに洗浄すること。外観に変化が見られた場合は、必要に応じて医師の診断をうけること。

眼に入った場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。
直ちに医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

粉末消火剤、泡消火剤

使ってはならない消火剤

棒状注水

特有の危険有害性

加熱により容器が爆発するおそれがある。

特有の消火方法

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火を行う者の保護

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

<p>人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置</p>	<p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外は近づけない。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 作業に際しては適切な防護具を着用し、飛散しない方法で回収する。</p>
<p>環境に対する注意事項</p>	<p>環境中に放出してはならない。</p>
<p>封じ込め及び浄化の方法及び機材</p>	<p>危険でなければ漏れを止める。 大量の漏洩物の除去や廃棄処理の場合は専門家の指示による。</p>
<p>二次災害の防止策</p>	<p>すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

<p>取扱い</p>	
<p>技術的対策</p>	<p>情報なし</p>
<p>安全取扱注意事項</p>	<p>接触、吸入又は飲み込まないこと。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 取扱後は、手、顔等を良く洗い、うがいをする。 環境への放出を避けること。</p>
<p>衛生対策</p>	<p>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。</p>
<p>保管</p>	
<p>安全な保管条件</p>	<p>保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 耐腐食性、耐腐食性内張りのあるもの、又は適切な材料の容器で保管すること。 容器を密閉して保管すること。 直射日光を避け、低温で換気のよい場所で保管する。 施錠して保管すること。</p>
<p>安全な容器包装材料</p>	<p>国連輸送法規で規定されている容器を使用する。</p>

8. ばく露防止及び保護措置

<p>設備対策</p>	<p>本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。</p>
<p>保護具</p>	
<p>呼吸器の保護具</p>	<p>適切な呼吸器保護具を着用すること。</p>
<p>手の保護具</p>	<p>保護手袋を着用すること。</p>
<p>眼の保護具</p>	<p>化学飛沫用のゴーグル及び規格にあった顔面保護具を着用すること。</p>
<p>皮膚及び身体の保護具</p>	<p>適切な防護衣を着用すること。 顔面用の保護具を着用すること。</p>

9. 物理的及び化学的性質

<p>外観</p>	
<p>物理的状態</p>	<p>液体</p>
<p>形状</p>	<p>液体</p>
<p>色</p>	<p>紫色</p>
<p>臭い</p>	<p>刺激臭</p>
<p>臭いのしきい（閾）値</p>	<p>データなし</p>

pH	情報なし
沸点、初留点及び沸騰範囲	情報なし
引火点	引火せず
燃焼又は爆発範囲	
下限	データなし
上限	データなし
n-オクタノール／水分配係数	情報なし
自然発火温度	情報なし
動粘性率	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし

11. 有害性情報

急性毒性	情報なし
皮膚感作性	データなし

12. 環境影響情報

生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治体はその処理を行なっている場合はそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	1789
Proper Shipping Name	HYDROCHLORIC ACID MIXTURE
Class	8
Packing Group	II
Marine Pollutant	Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
UN No.	1789
Proper Shipping Name	HYDROCHLORIC ACID MIXTURE
Class	8
Packing Group	II
国内規制	
陸上規制	特になし
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1789
品名	塩酸 混合物
国連分類	8
容器等級	II

海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1789
品名	塩酸 混合物
国連分類	8
等級	II
緊急時応急措置指針番号	157

15. 適用法令

労働安全衛生法	特定化学物質第3類物質（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） 腐食性液体（労働安全衛生規則第326条）
毒物及び劇物取締法	劇物（指定令第2条）
水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬向精神薬原料（法別表第4（9）、指定令第4条）
大気汚染防止法	排出規制物質(有害物質)（法第2条第1項3、政令第1条） 特定物質（法第17条第1項、政令第10条）
海洋汚染防止法	有害でない物質（施行令別表第1の2） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2（輸出の承認）
船舶安全法	腐食性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・腐食性物質（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

16. その他の情報

その他	この情報は新しい知見により改訂されることがありますのでご了承ください。ここに記載された情報は、当社で調査できる範囲の情報であり、情報の正確さは保証するものではありません。化学品には予見できない有害性がありうるため取扱いには細心の注意を払ってください。本品の適正な使用については、使用者において行ってください。
-----	--